

**仕様書**  
(令和8年度湖西市立小中学校学習者用端末売払い)

**1. 事業名**

令和8年度湖西市立小中学校学習者用端末売払い

**2. 目的**

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度から児童生徒にタブレット端末を整備し、ICT 機器を活用した学習を進めてきたところであるが、この度、令和8年度からの5年間を「湖西市GIGAスクール構想第2期」と位置づけ、端末を更新するため、現在使用している端末等の処分を行う。

のことについて、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本事業では、この方針に沿って適切な処分（再使用又は再資源化）を行うことを目的とする。

**3. 受注条件**

- 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく製造事業者であること。
- 古物商許可を取得していること。
- 本業務での個人情報の取り扱いに当たっては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

**4. 搬出対象校・予定数量**

- 別紙1「搬出対象校及び予定数量」のとおり。

予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者及び受注者の協議の上で最終確定するものとする。

**5. 売払い対象品**

- (1) GIGAスクール端末 (Chromebook/HP X360 G3 EE)
- (2) GIGAスクール端末の付属品 (ACアダプター)

## 6. 履行期間

契約日から令和8年9月30日とする。

※学校からの機器搬出は、令和8年3月24日から令和8年4月6日とする。

## 7. 処分機器の状態

- (1) 付属品については、筐体の台数と一致しない場合がある。
- (2) 機器には端末識別用のテプラ等のシール類が貼付されている。
- (3) 電源を起動できる機器は、初期化及びMDMデプロビジョニング済みである。
- (4) 全数のうちの7%程度は再利用が難しい状態の端末（例：通電不可、画面割れ・破損、MDM、アクティベーションロック、ASM等の未解除）とする。

## 8. 作業内容

### (1) スケジュール調整

受注者は、作業内容及び搬出日程を湖西市へ提出し、承認を得ること。

### (2) 搬出作業

- ・ 受注者は、各校が保管する機器の引き取りを令和8年3月24日から令和8年4月6日に行うこと。学校の要望または学校との調整により引き取り日を期間より後に設定することは差し支えない。
- ・ 機器の受け渡し場所は、各校の保管場所1か所とする。
- ・ 機器の引き渡し後に発生した事故及び故障等については受注者の責任とする。
- ・ 機器の梱包作業は、資材の準備を含め受注者が行うものとし、見積に含めること。

### (3) データ消去、処分作業

- ・ 小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法を遵守し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく広域認定制度により認定を受けた再資源化事業計画に従い、回収した学習者用端末等を再使用・再資源化すること。
- ・ 学習者用端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

- ・受注者の再資源化事業計画に基づく処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）に基づくデータ消去を行うこと。

データ消去の具体的な方法として、以降①の方法を原則とし、故障等で①の方法によって消去ができない場合は、②の方法によって物理破壊を行うこと。

① OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去又はソフトウェアにより上書き消去する方法で確実に消去を行うことを原則とする。消去ソフトウェアは、NIST SP800-88方式に準拠した製品とすること。

データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が学習者用端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

②故障等により①の消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破碎（SSD・eMMCを使用している場合は、2mmを目安に破碎処理すること等）又は溶解を行うこと。破碎又は溶解後は、破碎又は溶解完了日時・作業者名等が記載された破碎完了証明書又は溶解完了証明書を発行すること。また、破碎完了証明書又は溶解完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

・当市が所有していたことが明らかな資産管理ラベル、学校名などのシール等はすべて除去すること。

#### （4）本査定額の提出

- ・受注者は、機器回収後、端末を査定し買取金額を市に提示すること。
- ・この際、入札時の買取価格（単価）を下回らないこと。

### 9. 入札金額

本件は、端末の状態（①ソフトウェアによる上書き消去ができる機器、②物理破壊が必要な機器）ごとに契約単価を定めることによる複数単価契約となる。入札金額は、各単価に別紙1「搬出対象校及び予定数量」に記載の予定数量を乗じて得た金額の合計とすること。

なお、入札金額には、梱包資材、搬出・運搬作業、データ消去作業等、処分に係るすべての経費を含むものとする。

また、処分にかかる費用は機器の買取価格と相殺するものとし、一切の処分費用がかからないようにすること。

## 10. 契約形態、支払い等

### (1) 契約形態

機器の回収買取については売買契約にて行うものとする。

学習者用端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

### (2) 履行確認

受注者より提出を受けた破碎完了証明書・溶解完了証明書又はデータ消去完了証明書をもって、各端末のデータ消去作業の履行確認とする。履行確認後、受注者は買受金額を速やかに支払うものとする。

### (3) 支払い方法

市の指定した期間に売買代金全額を市の発行する納入通知書（小学校分・中学校分の2通発行）により納付すること。

### (4) 所有权の移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとする。

## 11. 協議事項

発注者との連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議しその指示に従うこと。

## 12. その他

- (1) 作業実施に当たり、建物、付属物及び備品等を破損・滅失した場合は、受注者の責任において賠償すること。
- (2) 引き渡し後の機器について、返品・交換は不可とする。
- (3) 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- (4) 本仕様に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項については発注者と協議のうえ、誠実に対応すること。
- (5) 本仕様書に関して、確認、変更が必要な事項が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (6) 受注者は本契約内容の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- (7) 受注者の作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わないこと。

以上

**仕様書 別紙1**  
**搬出対象校及び予定数量**

**搬出対象校 (11校)**

小学校名	台数		台数計	住所	電話番号
	①	②			
鷺津	819	155	974	湖西市鷺津670	053-576-0049
白須賀	174	9	183	湖西市白須賀5030	053-579-0330
東	160	8	168	湖西市新所680	053-578-1094
岡崎	808	42	850	湖西市岡崎634-2	053-577-0003
知波田	157	8	165	湖西市大知波1144	053-578-0034
新居	701	37	738	湖西市新居町新居1770	053-594-0058
小学校計	2,819	259	3,078		

※鷺津小学校の台数②の数量は、教育委員会保管であった故障機を合算したもの

中学校名	台数		台数計	住所	電話番号
	①	②			
鷺津	506	26	532	湖西市鷺津629	053-576-0032
白須賀	100	5	105	湖西市白須賀986	053-579-0016
湖西	175	9	184	湖西市太田135	053-578-0033
岡崎	427	22	449	湖西市岡崎587-2	053-577-2828
新居	443	23	466	湖西市新居町中之郷1181	053-594-0004
中学校計	1,651	85	1,736		

合計	4,470	344	4,814
----	-------	-----	-------

台数① . . . 起動しソフトウェアでの消去が可能な状態  
 台数② . . . 起動しない、画面割れ等の状態。

予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者及び受注者の協議の上で最終確定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、本件による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本件の契約の期間が終了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写・複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (個人情報の持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

### (安全管理措置)

第7 乙は、業務の実施に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者への周知及び監督)

第8 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、個人情報の取扱いを行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託先の安全管理措置)

第10 乙は、甲の承諾を得て業務の再委託をする場合には、再委託等の相手方に本件の契約に基づく個人情報の取扱いに関する義務及び乙が果たすべき安全管理措置と同等の措置を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託先の監督)

第11 乙は、甲の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第14 乙は、個人情報の漏えいが生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第15 乙は、自己の責に帰すべき事由（再委託先の故意又は過失を含む。）により、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責任を負う。

(契約の解除)

第16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したときは、本件の契約の全部又は一部を解除することができる。